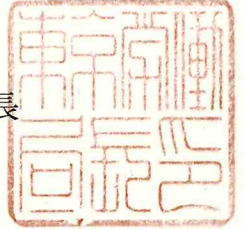


公益社団法人

東京ビルメンテナンス協会 会長 佐々木 浩二 殿

東京労働局長



ビルメンテナンス業における死亡災害の撲滅について

日頃より、労働災害防止に特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

ビル等のロープ高所作業における墜落防止対策の徹底につきましては、平成 31 年 3 月 6 日付け東労発基 0306 第 1 号により要請したところですが、その後も都内のビルメンテナンス業において死亡災害が発生し、今年は 6 月末時点で既に 6 人の方が亡くなっています。

災害の内容をみると、ロープ高所作業に関する死亡が 3 人、建築物の清掃作業に関する死亡が 3 人で、いずれも墜落・転落によるものとなっています。短期間に死亡災害が続けて発生し、既に昨年 1 年間の死亡者数 4 人を超えており、極めて憂慮すべき状況にあります。

貴会におかれましては、傘下会員事業場を始めとした都内のビルメンテナンス事業者に対して、下記内容について徹底を図るとともに、ビルメンテナンス業の労働災害防止のための一層の取組の強化を図られますよう、要請します。

記

1. ロープ高所作業（ブランコ作業）において、ライフラインの設置等の労働安全衛生法令に基づく墜落防止措置を確実に行うこと。
2. 建築物の階段や階段の踊り場における清掃作業において、床面の水分等を原因とする墜落・転落災害防止のため、安全教育の確実な実施だけでなく、ノンスリップ仕様の作業靴等を着用させるなど、高年齢労働者にも配慮した取組を行うこと。
3. はしご・脚立を使用した作業において、適切な使用方法を教育するとともに、墜落時保護用の保護帽を着用するなど、頭部への負傷を防止すること。

令和元年7月12日

会員各位

(公社) 東京ビルメンテナンス協会
労務管理委員会

職場における死亡災害撲滅等のお願い（東京労働局要請）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は協会事業に格別のご理解とご協力を賜り、また労働災害の防止にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、東京労働局の発表では、今年に入り、都内のビルメンテナンス業においては労働災害が多発し、また、死亡災害につきましては、令和元年6月現在で6人の方が尊い命を失っており、極めて憂慮すべき状況にあります。

このように、ビルメンテナンス業の労働災害による死亡者が増加していることを踏まえ、東京労働局長より、ビルメンテナンス事業者の皆様に対して、より一層の労働災害防止の取り組みの徹底を図るよう強い要請がありました。

当協会でも、更なる取り組み強化を実施し、より一層の労働災害防止への活動を進めてまいります。つきましては、会員各位におかれまして以下の内容についてご確認、ご協力のほどお願い申し上げます。

当協会の今後の取り組み詳細については、決定次第、随時お知らせいたします。

敬具

記

東京労働局長要請

- 1 ロープ高所作業（ブランコ作業）において、ライフラインの設置等の労働安全衛生法令に基づく墜落防止措置を確実に行うこと。
- 2 建築物の階段や階段の踊り場における清掃作業において、床面の水分等を原因とする墜落・転落災害防止のため、安全教育の確実な実施だけでなく、ノンスリップ仕様の作業靴等を着用させるなど、高年齢労働者にも配慮した取組を行うこと。
- 3 はしご・脚立を使用した作業において、適切な使用方法を教育するとともに、墜落時保護用の保護帽を着用するなど、頭部への負傷を防止すること。

以上